

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

また、この工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件である。

平成29年10月27日

京都府知事 山 田 啓 二

1 入札に付する事項

- (1) 工事名
桂川右岸流域下水道洛西浄化センター建設工事（呑龍ポンプ場土木）
- (2) 工事番号
流29桂川右岸防災安全（雨水）第6000の51号の1の1
- (3) 工事場所
長岡京市勝竜寺樋ノ口地内
- (4) 工事概要
ニューマチックケーソン工 一式
平面寸法42.5メートル×39.5メートル、高さ42.7メートル
- (5) 工事期間
工事開始日から平成32年8月31日まで（工事開始期限日：平成30年5月8日）
この工事は「フレックス工期による契約方式の試行」対象工事であるため、落札者は、この公告に係る契約についての京都府議会の議決を得た日の翌日から工事開始期限日までの期間で工事開始日を選択することができる。
- (6) この工事は、工事施工上の技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価競争入札の試行工事である。
- (7) この工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。
- (8) この工事は、府の予定価格の事後公表の試行に係る事務取扱要領に基づく予定価格の事後公表の試行工事である。
- (9) この工事は、「低入札価格調査制度」を適用する。

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒617-0836 長岡京市勝竜寺樋ノ口1
京都府流域下水道事務所総務室
電話番号（075）954-1877
ファクシミリ番号（075）955-2224
- (2) 入札説明書の配布等
ア 配布期間
平成29年10月27日（金）午前9時から平成29年11月21日（火）午後4時まで
イ 入手方法
(イ) 原則として、アの期間に、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
(イ) やむを得ず窓口配布を希望する場合は、アの期間（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時（アの期間の最終日にあつては、午後4時）までに、(1)の場所に問い合わせの上、入手すること。
なお、窓口配布の場合は、この工事の入札参加要件を満たす者に限り有償で配布する。
- (3) 設計図書の閲覧等
ア 閲覧期間
平成29年10月27日（金）午前9時から平成30年1月16日（火）午後2時まで

イ 閲覧方法等

- (ア) 閲覧設計図書（図面抜粋）については、入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすることができる。
- (イ) 閲覧設計図書の全部については、アの期間（日曜日、土曜日、祝日、平成29年12月29日、平成30年1月2日及び平成30年1月3日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時（アの期間の最終日にあつては、午後2時）までに、（1）の場所で閲覧することができる。
なお、閲覧設計図書の全部の入手を希望する場合は、（1）の場所に事前に問い合わせること。
- (ウ) 入札に必要と考えられる資料は、発注者が定めた範囲で提供し、それ以外の情報提供は行わない。入手を希望する場合は、（1）の場所に事前に問い合わせること。

3 入札に参加する者に必要な資格

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であつて、次に掲げる要件に該当するものであること。

(1) 共同企業体の要件

- ア 構成員の数は3社とし、その内訳は（2）及び（3）の要件を満たす代表者、（2）及び（4）の要件を満たす構成員1並びに（2）及び（5）の要件を満たす構成員2であること。
- イ 自主結成された共同企業体であること。
- ウ 全ての構成員の出資比率が、20パーセント以上であること。

(2) 共同企業体の構成員が満たす要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては、更生計画の認可がなされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、再生計画の認可がなされていないものでないこと。
- ウ 6で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）がなされていない者であること。
- エ 確認申請書を提出するときまでに府税、消費税又は地方消費税を滞納していない者であること。
- オ 確認申請書を提出するときまでに府が発注した建設工事に関係する債務の履行を遅滞していない者であること。
- カ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による土木工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。
- キ 確認申請書等を提出する時点において、健康保険、厚生年金及び雇用保険の全てに加入している者（法令の規定により適用を除外されている者を除く。）であること。

(3) 共同企業体代表者の要件

- ア 経営事項審査（建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査）のうち、審査基準日が確認申請書提出期間の初日以前1年7月以内のものであつて、直近のもの（以下「対象経審」という。）における土木一式工事の総合評定値が1,250点以上の者であること。
- イ 国、地方公共団体、地方公社、地方独立行政法人、日本下水道事業団又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する政令で定める法人（以下「国、地方公共団体等」という。）が発注する工事で、平成14年度以降に完工したニューマチックケーソン工事（掘削面積が500平方メートル以上であるもの。）の元請（元請とは、単体で受注したもの又は共同企業体で受注したもので出資比率が1を出資者数で除した割合の60パーセント以上のものに限る。以下同じ。）としての施工実績を有する者であること。
- ウ 監理技術者又は主任技術者として、土木一式工事に係る監理技術者資格を有する

自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。

なお、配置する技術者は、国、地方公共団体等が発注する工事で、ニューマチックケーソン工事の元請の技術者として従事した経験を有すること。

エ 出資比率が、構成員中最大の者であること。

オ この工事の建設発生土については、一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社に搬入すること（指定処分）としているため、同公社から受入停止措置を受けている者は、共同企業体の代表者になることができない。

(4) 共同企業体のその他の構成員1の要件

ア 対象経審における土木一式工事の総合評定値が1,050点以上の者であること。

イ 国、地方公共団体等が発注する工事で、平成14年度以降に完工したケーソン又は地中連続壁（柱列式連続壁を含み、施工深さが地下10メートル以上であるもの。）工事の元請としての施工実績を有する者であること。

ウ 我が国に主たる営業所を有する者の施工実績にあつては、国、地方公共団体等が発注した工事で京都府域内におけるものとする。

エ 主任技術者として、土木一式工事に係る監理技術者資格又は主任技術者資格（国家資格に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。

(5) 共同企業体のその他の構成員2の要件

ア 対象経審における土木一式工事の総合評定値が950点以上の者であること。

イ 国、地方公共団体等が発注する工事で、平成14年度以降に完工したケーソン、地中連続壁（柱列式連続壁を含み、施工深さが地下10メートル以上であるもの。）又は施工基面から深さ10メートル以上の床堀を含む地下構造物工事の元請としての施工実績を有する者であること。

ウ 我が国に主たる営業所を有する者の施工実績にあつては、国、地方公共団体等が発注した工事で京都府域内におけるものとする。

エ 主任技術者として、土木一式工事に係る監理技術者資格又は主任技術者資格（国家資格に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。

(6) 5で定める総合評価競争入札の実施に当たり必要な事項（以下「総合評価に関する事項」という。）に係る資料に不備又は不足がなく、かつ、その内容が適正であること。

(7) 共同企業体の協定方式

協定書は、平成17年6月1日付け7指第216号京都府土木建築部長通知に基づく「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」によること。

4 入札参加に関する事項

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す一般競争入札参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）及び確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。ただし、府の平成29年度建設工事競争入札参加資格を有する者は、(8)から(12)までに掲げる書類の提出を省略することができる。

(1) 同種工事の施工実績調書

(2) 配置予定技術者調書

(3) 対象経審に係る結果通知書の写し

(4) 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）の写し

(5) 特定建設工事共同企業体委任状の写し

(6) 低入札価格調査対象工事における連絡先報告票

(7) 業態調書

(8) 建設業許可証明書の写し

(9) 府税の納税証明書の写し又は滞納がないことを示す書類

(10) 申請者が法人である場合は、登記事項証明書の写し

(11) 営業所一覧表

(12) 消費税及び地方消費税の納税証明書の写し又は滞納がないことを示す書類

5 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

この工事の総合評価については、標準点(100点)に地域貢献及び技術力の評価(以下「技術評価」という。)における評価項目ごとの得点の合計点である加算点(15点)を加えたものを、当該入札者の入札金額で除して得た評価値(以下「評価値」という。)をもって行うものとする。

(2) 提出資料

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す技術評価を行うために必要な資料(以下「技術資料」という。)及び総合評価に関する技術資料提出書を提出し、内容の確認を受けなければならない。

ア 技術提案書

地域貢献及び技術力についてその内容を示した技術提案を技術提案書として作成すること。

イ 総合評価に関する技術資料のヒアリング連絡先報告票

(3) 評価内容の担保

採用された技術提案(府との協議により、採用された技術提案と同等以上と認められる新たな提案がなされ、これに基づく施工を府が認めた場合を含む。)の内容が、受注者の責めにより満足することができない場合は、次のとおり取り扱う。

ア 工事成績評定点の減点措置

イ 違約金の徴収

(4) その他

総合評価に関する事項の詳細については、入札説明書による。

6 入札参加資格及び総合評価に係る技術資料の確認

(1) 提出期間

平成29年11月20日(月)午前9時から午後6時まで及び平成29年11月21日(火)午前9時から午後4時まで

(2) 提出方法

ア 入札参加資格の確認

資格確認資料等を(1)の期間内に提出すること。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て例外的に、紙入札方式によることができる。

また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(イ) 電子入札システムにより入札に参加する者(以下「電子入札者」という。)は、(1)の期間内に電子入札システムにより確認申請書及び資格確認資料を提出すること。

なお、資格確認資料の容量が総量で2メガバイトを超える場合又は資格確認資料に正本が必要な場合は、資格確認資料の全部について、2の(1)の場所に持参((1)の期間内(正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。))又は郵送((1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)により提出するとともに、電子入札システムにより提出する確認申請書に資格確認資料を別送する旨の表示、別送する書類の目録、別送する書類のページ数及び発送年月日(郵送の場合に限る。)を記載したファイルを添付すること。

(ロ) やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加する者(以下「紙入札者」という。)は、確認申請書及び資格確認資料の各1部を、2の(1)の場所に持参((1)の期間内(正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。))又は郵送((1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)により提出すること。

イ 総合評価に関する技術資料の確認

技術資料を、書面及び予めウイルスチェックを施したCD-Rによる電子データで各1部を、2の(1)の場所に持参((1)の期間内(正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。))又は郵送((1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)により提出すること。

なお、期限までに技術資料を提出しない者及び技術資料が適正でない者は、この入

札に参加することができない。

(3) 総合評価に関するヒアリングの実施

総合評価に関して配置予定技術者のヒアリングを実施する。

ア 日時及び場所

ヒアリング日時及び場所については、平成29年11月30日（木）を予定しており、各入札参加者ごとに別途通知する。

イ 出席者

共同企業体の全ての構成員が、配置を予定している全ての技術者

ウ 出席に係る費用

入札参加者の負担とする。

(4) その他

ア 確認申請書、資格確認資料、技術資料の作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類等は、返却しない。

イ 提出された書類等は、この入札以外の目的に使用することはない。

7 入札参加資格確認通知及び総合評価に関する技術提案の採否通知

(1) 入札参加資格確認通知

入札参加資格を有することを確認した者には、一般競争入札参加資格確認通知を行う。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認により、建設業者としての資格についての確認を行い、資格の有無を審査するものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は落札決定後に行う。

(2) 総合評価に関する技術提案の採否通知

技術資料の内容を確認した者には、技術提案の採否の審査結果通知を行う。

8 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 入札期間

平成30年1月15日（月）午前9時から午後6時まで及び平成30年1月16日（火）午前9時から午後2時まで

イ 開札日時

平成30年1月19日（金）午前10時

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

平成30年1月16日（火）午後2時

(イ) 提出先

〒617-0836 長岡京市勝竜寺樋ノ口1
京都府流域下水道事務所

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 予定価格に係る質疑及び再度入札に係る開札の日時の変更等については、入札説明書において指定する。

(2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子入札システムにより入札書及び工事費内訳書を提出すること。

なお、工事費内訳書の容量が総量で2メガバイトを超える場合は、(1)のウの(イ)の提出先に持参（(1)のアの期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。））又は郵送（(1)のウの(ア)の受領期限までに必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出するとともに、入札書に工事費内訳書を別送する旨の表示、別送する書類の目録、別送する書類のページ数及び発送年月日（郵送の場合に限る。）を記載したファイルを添付すること。

イ 紙入札者は、入札書及び工事費内訳書を、(1)のウの(イ)の提出先に持参（(1)のアの期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。））又は郵送（(1)のウの(ア)の受領期限までに必着させるとともに、郵便書留等の

配達記録が残る方法を利用するものに限る。)により提出すること。ただし、再度入札を行う場合は、工事費内訳書の持参又は郵送は要しない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる資格のない者の行った入札

イ 確認申請書又は資格確認資料を提出しなかった者の行った入札

ウ 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札

エ 同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札及び他人のICカードを使用しての入札を含む。)をした者の行った入札

オ 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者の行った入札

カ 代表者が変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者のICカードを使用して入札に参加した者の行った入札

キ その他不正の目的を持ってICカードを使用した者の行った入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者、指名停止期間中である構成員を含む共同企業体等、開札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

コ 金額を訂正した又は金額を特定することができない入札書で入札した者の行った入札

サ 氏名、印鑑(電子署名を含む。)又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書(封筒を含む。)で入札した者の行った入札

シ 開札の日時において有効な工事費内訳書を提出していない者の行った入札(再度入札の場合を除く。)

ス 他人の氏名又は他の商号が記載された内訳書を提示し、又は提出した者の行った入札

セ 入札金額と異なる内訳書の合計金額(消費税及び地方消費税相当額を含まない額)を提示し、又は提出した者の行った入札

ソ 低入札価格調査に協力しない者の行った入札

タ 開札日において有効な対象経審の結果通知のない者の行った入札

チ 技術者の専任を入札に参加する者に必要な資格としている工事において、入札を辞退すべき入札に入札書を提出した者の行った入札

(5) 入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、入札書の提出期限まで(ただし、入札書を提出する場合は、紙入札者にとっては入札書を持参する場合は持参するまで、郵送する場合は入札書が(1)のウのイの提出先に到着するまで、電子入札者にとっては入札書を提出するまで)は、入札を辞退することができる。この場合、紙入札者にとっては、入札辞退届を提出しなければならない。

なお、発注者が必要があると認めて指示をした場合は、電子入札者及び紙入札者は具体的理由を記載した入札辞退届を提出しなければならない。

このとき、正当な理由なく入札を辞退した場合は、府の指名停止措置を行うことがある。

(6) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、この入札は、低入札価格調査制度を適用するため、調査基準価格未満の入札がある場合は、低入札価格調査の結果、次の全てを満足する者のうち、評価値が最も高い者を落札

者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内の価格であること。

(イ) 契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められないこと。

イ 評価値が最も高い者が2人以上あるときは、電子入札システムにおけるくじ機能を用いたくじにより落札者を決定するものとする。

ウ 低入札価格調査に伴い開札後落札決定を保留する場合において、保留期間中に府の指名停止措置を受けた構成員を含む共同企業体の行った入札は無効とする。

(7) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

9 入札保証金

免除する。

10 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第13条第5項の規定による誓約書を発注者が指定する日までに提出しないため契約しない場合、調査基準価格未満で契約する工事にあつて補助技術者を配置しない場合、配置予定技術者調書に記載された技術者を配置しない場合又は技術者が資格要件若しくは専任要件を満たさないことが判明した場合も、同様とする。

11 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

12 契約手續

(1) 落札者の決定後、7日以内に、入札情報公開システムの入札公告・入札情報に添付されている工事請負契約書に基づく仮契約書を作成すること。

(2) この公告に係る契約の締結については、仮契約締結後、京都府議会の議決を要するものである。

(3) 落札決定後、仮契約を締結するまでに落札者（共同企業体が落札者である場合は、当該共同企業体及び各構成員）が指名停止措置等に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(4) 仮契約の当事者が仮契約締結後、京都府議会の議決を得る日までに指名停止措置等に該当する行為を行ったときは、当該仮契約を解除することがある。

13 その他

(1) 1から12までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあつたときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

(4) 調査基準価格を下回った入札を行った旨の連絡を2の(1)の組織から受けた者は、低入札価格調査に協力することとする。

また、落札者は、契約締結後においても検査時その他の時に、低入札価格調査における提出資料の適正な履行を確認する資料の提出を府から求められた場合は、協力することとする。

(5) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した配置予定技術者を当該工事に配置することとする。

なお、契約日から工事開始日までの期間は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。

(6) 低入札価格調査を経て調査基準価格未満で契約する工事においては、次の措置を行う。

ア 工事現場の安全管理や下請業者の技術指導充実のため、監理技術者又は主任技術者に加え、補助技術者として同等の資格を有する者を各構成員から1名ずつ専任配置することとする。

なお、補助技術者は、3の(3)のウに示す技術者としての経験を求めない。

また、補助技術者は、現場代理人と兼任することはできない。

イ 各年度の出来高予定額の10分の4以内としている前払金割合を、各年度の出来高予定額の10分の2以内とすること。

(7) 落札者は契約までに、京都府議会の議決を得た日の翌日から工事開始期限日（平成30年5月8日）までの期間内で工事開始日を選択し、工事開始日通知書により通知すること。

(8) (4)の協力をしないとき又は(5)若しくは(6)のアの遵守違反が確認されたときは、府の指名停止措置を行うことがある。

14 Summary

(1) Main content of construction contract:

Construction work on Rakusai Purification Center Donryu Pump Building on Katsura River Right Bank Regional Sewerage System

(2) Period for bid notification by online Kyoto bid information disclosure system:

From 9:00 a.m. on Friday, October 27, 2017 to 4:00 p.m. on Tuesday, November 21, 2017

(3) Bid period:

From 9:00 a.m. to 6:00 p.m. on Monday, January 15, 2018 and from 9:00 a.m. to 2:00 p.m. on Tuesday, January 16, 2018

(4) Bids will be revealed:

At 10:00 a.m. on Friday, January 19, 2018

(5) For further information, please contact:

General Affairs Division, Kyoto Prefectural Regional Sewerage Office
1, Hinokuchi, Shoryuji, Nagaokakyo City, Kyoto 617-0836, Japan

TEL: (075) 954-1877

FAX: (075) 955-2224

入 札 説 明 書

桂川右岸流域下水道洛西浄化センター建設工事（呑龍ポンプ場土木）に係る工事入札公告に基づく入札等について、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公 告 日 平成29年10月27日

2 契約担当者 京都府知事 山 田 啓 二

3 担当部局

(1) 京都府環境部水環境対策課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電話 (075)414-5212 ファクシミリ番号 (075)414-5470

(2) 京都府流域下水道事務所総務室

〒617-0836 長岡京市勝竜寺樋ノ口1

電話 (075)954-1877 ファクシミリ番号 (075)955-2224

4 入札に付する事項

(1) 工事名

桂川右岸流域下水道洛西浄化センター建設工事（呑龍ポンプ場土木）

(2) 工事番号

流29桂川右岸防災安全（雨水）第6000の51号の1の1

(3) 工事場所

長岡京市勝竜寺樋ノ口地内

(4) 工事概要

ニューマチックケーソン工 一式

平面寸法42.5メートル×39.5メートル、高さ42.7メートル

(5) 工事期間

工事開始日から平成32年8月31日まで（工事開始期限日：平成30年5月8日）

この工事は「フレックス工期による契約方式の試行」対象工事であるため、落札者は、この公告に係る契約についての京都府議会の議決を得た日の翌日から工事開始期限日までの期間で工事開始日を選択することができる。

(6) この工事は、工事施工上の技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価競争入札の試行工事である。

(7) この工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。

(8) この工事は、府の予定価格の事後公表の試行に係る事務取扱要領に基づく予定価格の事後公表の試行工事である。

(9) この工事は、「低入札価格調査制度」を適用する。

5 入札に参加する者に必要な資格

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件に該当するものであること。

(1) 共同企業体の要件

ア 構成員の数は3社とし、その内訳は(2)及び(3)の要件を満たす代表者、(2)及び(4)の要件を満たす構成員1並びに(2)及び(5)の要件を満たす構成員2であること。

イ 自主結成された共同企業体であること。

ウ 全ての構成員の出資比率が、20パーセント以上であること。

(2) 共同企業体の構成員が満たす要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては、更生計画の認可がなされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、再生計画の認可がなされていないものでないこと。
 - ウ 12で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）がなされていない者であること。
 - エ 確認申請書を提出するときまでに府税、消費税又は地方消費税を滞納していない者であること。
 - オ 確認申請書を提出するときまでに府が発注した建設工事に関係する債務の履行を遅滞していない者であること。
 - カ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による土木工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。
 - キ 確認申請書等を提出する時点において、健康保険、厚生年金及び雇用保険の全てに加入している者（法令の規定により適用を除外されている者を除く。）であること。
- (3) 共同企業体代表者の要件
- ア 経営事項審査（建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査）のうち、審査基準日が確認申請書提出期間の初日以前1年7月以内のものであつて、直近のもの（以下「対象経審」という。）における土木一式工事の総合評定値が1,250点以上の者であること。
 - イ 国、地方公共団体、地方公社、地方独立行政法人、日本下水道事業団又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する政令で定める法人（以下「国、地方公共団体等」という。）が発注する工事で、平成14年度以降に完工したニューマチックケーソン工事（掘削面積が500平方メートル以上であるもの。）の元請（元請とは、単体で受注したもの又は共同企業体で受注したもので出資比率が1を出資者数で除した割合の60パーセント以上のものに限る。以下同じ。）としての施工実績を有する者であること。
 - ウ 監理技術者又は主任技術者として、土木一式工事に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。
 なお、配置する技術者は、国、地方公共団体等が発注する工事で、ニューマチックケーソン工事の元請の技術者として従事した経験を有すること。
 - エ 出資比率が、構成員中最大の者であること。
 - オ この工事の建設発生土については、一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社に搬入すること（指定処分）としているため、同公社から受入停止措置を受けている者は、共同企業体の代表者になることができない。
- (4) 共同企業体の構成員1の要件
- ア 対象経審における土木一式工事の総合評定値が1,050点以上の者であること。
 - イ 国、地方公共団体等が発注する工事で、平成14年度以降に完工したケーソン又は地中連続壁（柱列式連続壁を含み、施工深さが地下10メートル以上であるもの。）工事の元請としての施工実績を有する者であること。
 - ウ 我が国に主たる営業所を有する者の施工実績にあつては、国、地方公共団体等が発注した工事で京都府域内におけるものとする。
 - エ 主任技術者として、土木一式工事に係る監理技術者資格又は主任技術者資格（国家資格に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。
- (5) 共同企業体の構成員2の要件
- ア 対象経審における土木一式工事の総合評定値が950点以上の者であること。

イ 国、地方公共団体等が発注する工事で、平成14年度以降に完工したケーソン、地中連続壁（柱列式連続壁を含み、施工深さが地下10メートル以上であるもの。）又は施工基面から深さ10メートル以上の床堀を含む地下構造物工事の元請としての施工実績を有する者であること。

ウ 我が国に主たる営業所を有する者の施工実績にあつては、国、地方公共団体等が発注した工事で京都府域内におけるものとする。

エ 主任技術者として、土木一式工事に係る監理技術者資格又は主任技術者資格（国家資格に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。

(6) 7で定める総合評価競争入札の実施に当たり必要な事項（以下「総合評価に関する事項」という。）に係る資料に不備又は不足がなく、かつ、その内容が適正であること。

(7) 共同企業体の協定方式

協定書は、平成17年6月1日付け7指第216号京都府土木建築部長通知に基づく「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」によること。

6 入札参加に関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、以下に示す一般競争入札参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）及び一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式1）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 資格確認資料の内容

資格確認資料は、次のとおりとする。ただし、府の平成29年度建設工事競争入札参加資格を有する者は、クからシまでに掲げる書類の提出を省略することができる。

アの同種工事の施工実績及びイの配置予定技術者の経験として記載した工事に係る契約書の写し及び当該工事の規模等の設計条件が判明できる最小限の図書等の写しを提出すること。

また、イの配置予定技術者の資格要件を証明するものの写し、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写し及び共同企業体代表者にあつては配置予定技術者の経験として記載した工事に従事したことが判明する図書の写しを提出すること。

なお、財団法人日本建設情報総合センターの運営する実績情報システム(CORINS)における「工事カルテ受領書」については、当該実績及び経験を証明する資料としては、取り扱わない。

ア 同種工事の施工実績調書

5の(3)のイ、5の(4)のイ及び5の(5)のイに掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を少なくともそれぞれ1件、別記様式2に記載すること。

イ 配置予定技術者調書

5の(3)のウに掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格及び工事の経験並びに5の(4)のエ及び5の(5)のエに掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を別記様式3に記載すること。この場合において、配置予定技術者として、入札参加資格申請時に配置予定技術者を特定すること。この入札においては、各構成員が複数の候補者を記入することは認めない。

なお、配置予定技術者調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事との重複及び営業所専任技術者の配置は認めない。

また、施工に当たって配置予定技術者調書に記載した配置予定技術者が変更できるのは、死亡、病休、退職等極めて特殊な場合に限る。

配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。この場合、恒常的な雇用関係とは、一般競争入札参加確認申請の日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

ウ 対象経審に係る結果通知書の写し

写しは原寸大とする。

エ 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）の写し

オ 特定建設工事共同企業体委任状の写し

カ 低入札価格調査対象工事における連絡先報告票（別記様式4）

キ 業態調書（別記様式5）

次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者について、その者を別記様式5に記載すること。

(ア) 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある者

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある者

(ウ) 一方の会社の役員（個人事業主及び組合の役員を含む。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている者

(エ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

(オ) その他(ア)から(エ)までと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる者

ク 建設業許可証明書の写し

発行後3か月以内のものとする。ただし、許可の有効期限が経過していて、更新申請中の場合は、建設業許可申請書及びその別表の写しを添付すること。

なお、建設業許可通知書ではないので注意すること。

ケ 府税の納税証明書の写し又は滞納がないことを示す書類

(ア) 府税納税義務のある者は、発行後3か月以内の府税納税証明書の写しを提出すること。

なお、府税納税証明書の交付は、最寄りの府税事務所、京都府広域振興局税務室、府税出張所又は京都府庁税務課（府庁1号館5階）で受けることができる。

また、府税納税証明書の請求者が納税者でない者が交付申請する場合は、納税者の委任状を必ず添付する必要がある。

(イ) 京都府内に営業所がない者等、府税納税義務の無い者は、府税納税証明書を受け取ることができないため、住所及び氏名を記入し（押印不要）、『京都府税については、納税義務がありません。』という文言を白紙に記入し、提出すること。

コ 申請者が法人である場合は、登記事項証明書の写し

発行後3か月以内のものとする。

サ 営業所一覧表

建設業許可申請書に添付する営業所一覧表（別紙2）を添付すること。

ただし、許可申請時以降に変更があった場合は、記載事項を修正すること。

シ 消費税及び地方消費税の納税証明書の写し又は滞納がないことを示す書類

(ア) 消費税及び地方消費税の納税証明書の書式は、書式その3（請求税目単位の証明）、書式その3の2（申告所得税と消費税及び地方消費税の証明）又は書式その3の3（法人税と消費税及び地方消費税の証明）のいずれかとし、発行後3か月以内のものとする。

(イ) 消費税及び地方消費税の免税事業者である場合は、京都府工事等競争入札心得の別記様式5-2（免税事業者届出書）に必要事項を記入の上提出すること。

7 総合評価に関する事項

- (1) この工事の総合評価については、標準点（100点）に地域貢献及び技術力の評価（以下「技術評価」という。）における評価項目ごとの得点の合計点である加算点（15点）を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を、当該入札者の入札金額で除して得られた評価値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

(2) 入札に参加を希望する者は、本書に示す技術評価を行うために必要な資料(以下「技術資料」という。)及び技術資料提出書(別記様式6)を提出し、内容の確認を受けなければならない。

(3) 提出資料

提出する技術資料は、次のとおりとし、別表制約条件の範囲内で、実績を踏まえた具体的な提案内容及び提案を採用した際の効果を示すこととし、発注者が示す仕様若しくは施工方法より優れていれば加算点を与える。

ア 技術提案書

指定様式によりそれぞれ定められた提案数及びページ数を上限としてA4版で簡潔に記載すること。(文字サイズは10ポイントとすること。)

なお、指定様式の「留意事項」を削除の上、「具体的な提案及び効果」の枠を広げても良い。

イ その他

技術資料のヒアリング連絡先報告票(別記様式13)を提出すること。

(4) 失格について

技術資料に不備不足がある場合は、失格とし、入札参加を認めない。

不備不足がある場合とは、次のとおりとする。

ア 技術提案書が未提出、白紙の場合

イ 工期内の完成が確認できない場合

ウ 他の工種や構造物に損失を与える計画や提案がある場合

エ 現場条件を無視した計画や提案がある場合

オ 所要の環境基準を達成できない計画や提案がある場合

カ 配置予定技術者のヒアリングにおいて、正当な理由のない欠席、あるいは出席した技術者のうち一人でも提出された技術資料を説明できないことが明らかな場合

キ 一括下請など建設業法に違反する提案がある場合

別表 制約条件

項目	制約条件
残土処分	掘削残土は、指定処分先(一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社処分場)へ運搬・処分する。 受入時間及びその他受け入れ条件は、特記仕様書(1)第9条のとおり
漏気調査等	特記仕様書(1)第31条のとおり

(5) 評価項目及び配点

事項	評価項目		評価基準		配点	
地域貢献	地域雇用への貢献	指定資材の府内調達	指定資材を全て府内調達している。	1.0	1.0	
			指定資材を一部府内調達している。	0.5		
			指定資材を府内調達していない。	0.0		
	府内企業の施工状況		{下請率×府内下請率×1/2+(1-下請率)×共同企業体の中の府内企業出資割合×1}×3 (少数第1位)	3.0 ～0.0	3.0	
			記載が不適切な場合	0.0		
一括下請等、建設業法に違反する提案がある。	失格					
技術力	施工管理	ニューマチックケーソン工における沈下精度管理、工期短縮と工程管理に関する配慮 (3項目)	施工条件を踏まえた技術提案になっており、優位な工夫または複数の工夫がみられる。	1項目当たり1.0	3.0 (1.0×3項目)	
			施工条件を踏まえた技術提案になっており、工夫がみられる。	0.5		
			評価すべき技術提案がない。	0.0 (標準)		
			他の工種や構造物に損失を与える、現場条件を無視した技術提案がある。	失格		
	安全管理	ニューマチックケーソン工における安全管理に関する配慮 (1項目)	施工条件を踏まえた技術提案になっており、優位な工夫または複数の工夫がみられる。	1項目当たり1.0	1.0 (1.0×1項目)	
			施工条件を踏まえた技術提案になっており、工夫がみられる。	0.5		
			評価すべき技術提案がない。	0.0 (標準)		
			他の工種や構造物に損失を与える、現場条件を無視した技術提案がある。	失格		
	品質管理	躯体コンクリートの水密性、耐久性の確保など品質管理に関する配慮 (3項目)	施工条件を踏まえた技術提案になっており、優位な工夫または複数の工夫がみられる。	1項目当たり1.0	3.0 (1.0×3項目)	
			施工条件を踏まえた技術提案になっており、工夫がみられる。	0.5		
			評価すべき技術提案がない。	0.0 (標準)		
			他の工種や構造物に損失を与える、現場条件を無視した技術提案がある。	失格		
	周辺環境	周辺への騒音、漏気対策など環境保全に関する配慮 (3項目)	施工条件を踏まえた技術提案になっており、優位な工夫または複数の工夫がみられる。	1項目当たり1.0	3.0 (1.0×3項目)	
			施工条件を踏まえた技術提案になっており、工夫がみられる。	0.5		
			評価すべき技術提案がない。	0.0 (標準)		
			他の工種や構造物に損失を与える、現場条件を無視した技術提案がある。	失格		
	配置予定技術者の能力(ヒアリング)	監理技術者及び主任技術者	施工管理、安全管理、品質管理、周辺環境など当該工事の特性の理解度	1.0 ～0.0	1.0	
			正当な理由のない欠席、あるいは出席した技術者のうち一人でも提出された技術資料を説明できないことが明らかな場合	失格		
	合計点					15.0

(6) 加算点の計算方法

ア 地域雇用への貢献

(ア) 指定資材の府内調達（別記様式7）

本工事で使用する資材のうち、本府が指定する次の品目について、技術資料提出時点に予定している資材調達状況（下請企業による調達を含む。）について記載すること。

品目	規格等	備考
レディーミクストコンクリート	全規格	

- ◆ 「指定資材をすべて府内調達している。」 とした場合は 1. 0点
- ◆ 「指定資材を一部府内調達している。」 とした場合は 0. 5点
- ◆ 「指定資材を府内調達していない。」 とした場合は 0. 0点

【留意事項】

- a 技術資料提出時点に予定している資材調達状況（下請企業による調達を含む。）について記載すること。
- b 調達先については、府内の企業か府外の企業か、該当する方に○印を記載をすること。
- c 同一品目で調達先が府内と府外に分かれる場合は、各品目毎に府内と府外に分け、備考欄にそれぞれの数量の内訳を記載すること。
- d 「府内調達」とは、調達先の会社等が府内企業かどうかではなく、プラント、生産工場又は生産地の所在地が府内であるか否かで判断する。
- e 記載内容に基づき、価格以外の評価項目として加算点評価を行うが、最終的な調達先の府内と府外の内訳実績が、当初の評価区分より劣り相違する場合は、当該工事の成績評定点を減点、違約金を徴収する。
- f 工事实績として、府内における資材調達を証する伝票等の整理と契約後に別途指定する様式により実績報告の提出について協力すること。
なお、調達先の証明ができない場合は提案内容の不履行扱いとする。

(イ) 府内企業の施工状況（別記様式8）

本工事の実施にあたり、一次下請施工までの府内企業による施工が占める割合を技術資料提出時点の予定として記載すること。

また、共同企業体の中の府内企業出資割合を特定建設工事共同企業体協定書(甲型)から記載すること。

記載内容に基づき、次の式で算定し、加算点評価を行う。(小数第2位四捨五入、小数第1位止め)

- ◆ $\{ \text{下請率} \times \text{府内下請率} \times 1/2 + (1 - \text{下請率}) \times \text{共同企業体の中の府内企業出資割合} \times 1 \} \times 3$
とした場合は 3. 0～0. 0点
- ◆ 「記載が不適切な場合」 とした場合は 0. 0点
- ◆ 「一括下請等、建設業法に違反する提案がある。」 とした場合は 失格

【留意事項】

- a 記載する事項については、技術資料提出時点の予定を記載するものとする。
なお、概算見積額とは、技術資料提出時点での入札金額とする。
- b 割合については、小数第2位四捨五入、小数第1位止めとする。下請施工の割合（下請率）については、一次下請企業までを対象とすること。

- c 下請施工の割合（下請率）については、「労務費」「材料費」「機械経費」「賃料」等のそれぞれ一部を含むか否かにかかわらず、下請企業との間で契約等を締結する見込額の概算見積額に対する割合とする（府内企業と府外企業の占める割合〔内訳〕においても同様）。
- d 下請施工の割合（下請率）は、府内企業の占める割合（府内下請率）と府外企業の占める割合に分けること。なお、府内企業とは、主たる営業所（本店）が京都府内にある企業とし、府外企業はそれ以外のものとする。
- e 共同企業体の中の府内企業出資割合は、資格確認資料と整合を図ること。
- f 記載内容に基づき、価格以外の評価項目として加算点評価を行うが、自社施工と下請施工を合わせた「府内企業の施工率」の最終の施工体制に基づく実績が、入札参加申請時の状況と比較して一定の範囲を超えて低減した場合は、当該工事の成績評定点を減点、違約金を徴収する。
- g 工事实績として、契約後に別途指定する様式により府内企業の下請等に係る実績報告の提出について協力すること。

イ 技術力

(ア) 施工管理（別記様式9）

大断面ニューマチックケーソン工の沈下掘削において、ケーソンの沈下精度を確保するための高度な施工管理が求められること及び工事期間が長期間となり、本ポンプ場の早期供用のために工期短縮につながる工程管理が必要となることから、「ニューマチックケーソン工における沈下精度管理、工期短縮となる工程管理に関する配慮」について技術提案を3項目求める。

なお、工程管理については、躯体の品質を保った上での提案とし、技術提案に加え、標準的な工程と技術提案による工程を記載し、短縮できる日数と考え方を記載すること。

1項目当たり 1.0点（最高点）～0点（標準点）を与える。

- ◆「施工条件を踏まえた技術提案になっており、優位な工夫または複数の工夫がみられる。」
とした場合は 1.0点
- ◆「施工条件を踏まえた技術提案になっており、工夫がみられる。」
とした場合は 0.5点
- ◆「評価すべき技術提案がない。」
とした場合は 0.0点
- ◆「他の工種や構造物に損失を与える、現場条件を無視した技術提案がある。」
とした場合は 失格

技術提案3項目総てに「優位な工夫または複数の工夫がみられる」場合は満点の3.0点、その他の場合は0.5点刻みの2.5～0.5点、提案総てに「評価すべき提案がない」場合は0点となる。

(イ) 安全管理（別記様式10）

高い気圧下での工事であり、高気圧障害等の事故防止の観点から、高い沈下精度を確保しつつ、確実な安全管理が必要となることから、「ニューマチックケーソン工における安全管理に関する配慮」について技術提案を1項目求める。

1項目当たり、1.0点（最高点）～0点（標準案）を与える。

- ◆「施工条件を踏まえた技術提案になっており、優位な工夫または複数の工夫がみられる。」
とした場合は 1.0点
- ◆「施工条件を踏まえた技術提案になっており、工夫がみられる。」
とした場合は 0.5点
- ◆「評価すべき技術提案がない。」
とした場合は 0.0点
- ◆「他の工種や構造物に損失を与える、現場条件を無視した技術提案がある。」
とした場合は 失格

技術提案1項目に「優位な工夫または複数の工夫がみられる」場合は満点の1.

0点、その他の場合は0.5点、提案に「評価すべき提案がない」場合は0点となる。

(ウ) 品質管理(別記様式11)

大規模な防災施設として重要な構造物であり、水密性、耐久性に対する品質の確保をより確実に行う必要があることから、「躯体コンクリートの水密性、耐久性の確保など品質管理に関する配慮」について技術提案を3項目求める。

1項目当たり、1.0点(最高点)～0点(標準点)を与える。

◆「施工条件を踏まえた技術提案になっており、優位な工夫または複数の工夫がみられる。」

とした場合は 1.0点

◆「施工条件を踏まえた技術提案になっており、工夫がみられる。」

とした場合は 0.5点

◆「評価すべき技術提案がない。」

とした場合は 0.0点

◆「他の工種や構造物に損失を与える、現場条件を無視した技術提案がある。」

とした場合は 失格

技術提案3項目総てに「優位な工夫または複数の工夫がみられる」場合は満点の3.0点、その他の場合は0.5点刻みの2.5～0.5点、提案総てに「評価すべき提案がない」場合は0点となる。

(エ) 周辺環境(別記様式12)

ニューマチックケーソン工の昼夜施工及び圧縮空気の使用による騒音に対し、周辺の生活環境の保全が求められること、また、圧縮空気の影響により地中の酸素欠乏空気が周辺地域へ漏出することの防止対策について対応が必要となること、近接する工作物や周辺の地盤沈下抑制が必要となることから、「周辺への騒音、漏気対策など環境保全に関する配慮」について技術提案を3項目求める。

1項目当たり、1.0点(最高点)～0点(標準点)を与える。

◆「施工条件を踏まえた技術提案になっており、優位な工夫または複数の工夫がみられる。」

とした場合は 1.0点

◆「施工条件を踏まえた技術提案になっており、工夫がみられる。」

とした場合は 0.5点

◆「評価すべき技術提案がない。」

とした場合は 0.0点

◆「他の工種や構造物に損失を与える、現場条件を無視した技術提案がある。」

とした場合は 失格

技術提案3項目総てに「優位な工夫または複数の工夫がみられる」場合は満点の3.0点、その他の場合は0.5点刻みの2.5～0.5点、提案総てに「評価すべき提案がない」場合は0点となる。

【留意事項】

- a 提案数は、施工管理3項目以下、安全管理1項目以下、品質管理3項目以下、周辺環境3項目以下とする。
- b 各提案の根拠となる説明資料を含めて1項目あたりA4版1ページ以内に簡潔にまとめることとし、文字サイズは10ポイントとする。
- c 指定した提案数を超えた場合は、その超えた提案を、また1ページを超えた提案があった場合は、2ページ以降を審査の対象としない。
- d 曖昧な表現は避けること。
- e 提出後の技術資料については、契約担当者が依頼する場合を除き、修正、追加、再提出は認めない。
- f 採用された技術提案の内容が受注者の責めにより満足することができない場合は、当該工事の成績評定点を減点、違約金を徴収する。
- g 技術資料に関するヒアリングにおいて記述内容の確認を行う場合がある。

(オ) 配置予定技術者の能力

共同企業体のすべての構成員が配置を予定しているすべての技術者に対して、施工管理や周辺環境などにおける当該工事の特性の理解度についてヒアリングを行い、配置予定技術者としての能力を評価する。

1. 0点（最高点）～0点（標準点）を与える。

◆「施工管理、安全管理、品質管理、周辺環境など当該工事の特性の理解度」
の評価点 1. 0～0. 0点

◆「正当な理由のない欠席、あるいは出席した技術者のうち1人でも提出された技術資料を説明できないことが明らかな場合」

とした場合は 失格

(7) 評価内容の担保

採用された技術提案（府との協議により、採用された技術提案と同等以上と認められる新たな提案がなされ、これに基づく施工を府が認めた場合を含む。）の内容が、受注者の責めにより、満足することができない場合は次のとおり取り扱う。

ア 工事成績評定点の減点

技術提案の内容が、受注者の責めにより満足できない場合は、技術提案の達成度合いに応じた加算点の再計算を行い、提案項目の不履行として、次式により落札時の加算点との差に応じて、本工事に係る工事成績評定点の減点を行うものとする。

減点値 = 8点[※] × (α - β) / α (小数点以下第1位四捨五入整数止)

α : 当初の加算点

β : 達成度合いに応じて再計算した加算点

ただし、その評価が 0 < α - β ≤ 0.3 の場合は減点を行わない。

※) 8点 : 請負工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当

イ 違約金

契約担当者は、「指定資材の府内調達」「府内企業の施工状況」「施工管理」「安全管理」「品質管理」「周辺環境」に記載した技術提案の内容が、受注者の責めにより履行できない場合に、再度の施工が困難であるとき又は合理的でないときは違約金を徴収するものとする。

違約金の徴収については、契約金額の減額により行うことを基本とする。

また、違約金は、技術提案の達成度合いに応じた加算点の再計算を行い、提案項目の不履行として、落札時の評価値との差に応じて算出された金額とする。

$C' = \{1 - (100 + \beta) / (100 + \alpha)\} \times C$ (小数点以下切り捨て整数止)

C : 当初の契約金額 (円)

C' : 達成度合いに応じた違約金 (円)

α : 当初の加算点 (点)

β : 達成度合いに応じて再計算した加算点 (点)

ただし、その評価が 0 < α - β ≤ 0.3 の場合は違約金を徴収しない。

8 契約後VEによる技術提案

契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、本府に提案することができる。この場合において、提案が適正と認められたときは、設計図書を変更し、必要があるときは、請負代金額の変更を行うものとする。

なお、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費」という。）を計上する。

9 設計図書の配付期間等

(1) 入札説明書の配布等

ア 配布期間

平成29年10月27日（金）午前9時から平成29年11月21日（火）午後4時まで

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口配布を希望する場合は、アの期間（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時（アの期間の最終日にあつては、午後4時）までに、3の（2）の担当部局に問い合わせの上、入手すること。

なお、窓口配布の場合は、この工事の入札参加要件を満たす者に限って有償で配布する。

(2) 設計図書の閲覧等

ア 閲覧期間

平成29年10月27日（金）午前9時から平成30年1月16日（火）午後2時まで

イ 閲覧方法等

(ア) 閲覧設計図書（図面抜粋）については、入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすることができる。

(イ) 閲覧設計図書の全部については、アの期間（日曜日、土曜日、祝日、平成29年12月29日、平成30年1月2日及び平成30年1月3日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時（アの期間の最終日にあつては、午後2時）までに、3の（2）の担当部局で閲覧することができる。

なお、閲覧設計図書の全部の入手を希望する場合は、3の（2）の担当部局に事前に問い合わせること。

(ウ) 入札に必要と考えられる資料は、発注者が定めた範囲で提供し、それ以外の情報提供は行わない。入手を希望する場合は、3の（2）の担当部局に事前に問い合わせること。

10 確認申請書、資格確認資料、技術資料及び設計図書に関する質問回答

(1) 質問については、別記様式に記入し、確認申請書、資格確認資料及び技術資料に関する質問にあつては平成29年11月7日（火）までに、設計図書に関する質問にあつては平成29年12月27日（水）までに、ファクシミリで3の（2）の担当部局へ提出すること。（郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。）

(2) 回答については、確認申請書、資格確認資料及び技術資料に関する質問にあつては平成29年11月14日（火）までに、設計図書に関する質問にあつては平成30年1月9日（火）までに入札情報公開システムに掲載する。

11 予定価格に関する質問回答

(1) 質問については、予定価格の事後公表の試行に係る質疑取扱要領（以下、「予定価格質疑取扱要領」という。）第4条に規定する照会書（様式第1号）に記入し、16の（1）のエの（ア）に示す期限までに、ファクシミリで該当の契約条項を示す場所へ提出し、ファクシミリ送信の旨を電話連絡すること。（郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。）

(2) 回答については、予定価格質疑取扱要領第5条第1項に規定する回答書（様式第2号）により、質問をすることができる期間の終了日から起算して3日（閉庁日を除く。）以内に、照会書を提出した者に対してファクシミリで送信し、その旨を電話連絡することにより回答する。

なお、やむを得ない事由により、予定価格に関する質問事項について、期日までに回答することが困難である場合は、開札以降の日程を変更することがある。

(3) 回答をすべき質問として取り扱わないこととした質問を行った者に対しては、予定価格質疑取扱要領第5条第2項に規定する質疑要件非該当通知書（様式第3号）により、質問をすることができる期間の終了日から起算して3日（閉庁日を除く。）以内

に、ファクシミリで通知する。

12 入札参加資格及び総合評価に係る技術提案の確認

(1) 提出期間

平成29年11月20日（月）午前9時から午後6時まで及び平成29年11月21日（火）午前9時から午後4時まで

(2) 入札参加資格の確認

資格確認資料を（1）の期間内に提出すること。

なお、この工事は、原則として電子入札システムによって、入札参加の資格確認申請及び入札を行う対象工事である。電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て例外的に、紙入札方式によることができる。

また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 電子入札システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、（1）の期間内に電子入札システムにより確認申請書及び資格確認資料を提出すること。

なお、資格確認資料の容量が総量で2メガバイトを超える場合又は資格確認資料に正本が必要な場合は、資格確認資料の全部について、3の（2）の担当部局に持参（（1）の期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から6時までを除く。）又は郵送（（1）の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出するとともに、電子入札システムにより確認申請書に資格確認資料を別送する旨の表示、別送する書類の目録、別送する書類のページ数及び発送年月日（郵送の場合に限る。）を記載したファイルを添付すること。

イ やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加する者（以下「紙入札者」という。）は、確認申請書及び資格確認資料をA4版で各1部を、3の（2）の担当部局に持参（（1）の期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）又は郵送（（1）の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

(3) 総合評価に関する技術提案の確認

入札に参加を希望する者は、技術資料を（1）の期間内に次のとおり提出すること。

なお、期限までに技術資料を提出しない者及び技術資料が適正でない者は、この入札に参加することができない。

ア 提出場所

3の（2）の担当部局

イ 提出部数

書面及び予めウイルスチェックを施したCD-Rによる電子データ各1部

ウ 提出方法

持参（（1）の期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）又は郵送（（1）の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）すること。

なお、技術提案の追加、訂正、再提出は認めない。

エ その他

CD-Rのフォーマットは、IS09660フォーマット（レベル1）とし、次の情報を記載する。

情報の記載は、直接印刷、もしくは油性フェルトペンでの記載のみとし、ラベル印刷したもの（シール）の貼り付けは認めない。

- ・ 工事番号
- ・ 工事名称
- ・ 共同企業体名称
- ・ ウィルスチェックに関する情報
- ・ フォーマット形式

(4) その他

- ア 確認申請書、資格確認資料及び技術資料の作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類等は返却しない。
- イ 提出書類はA4版で作成し、1部提出すること。
- ウ 提出された書類は、この入札以外の目的に使用することはない。
- エ 虚偽の記載をした者は、当該工事の入札への参加を認めないとともに、府の指名停止措置を行うことがある。

13 総合評価に関するヒアリングの実施

総合評価に関して配置予定技術者のヒアリングを実施する。

(1) 日時及び場所

ヒアリング日時及び場所については、平成29年11月30日（木）を予定しており、3の（2）の担当部局から各入札参加者ごとに別途通知する。

(2) 出席者

共同企業体の全ての構成員が、配置を予定している全ての技術者

(3) 出席に係る費用

入札参加者の負担とする。

14 入札参加資格確認通知及び総合評価に関する技術提案の採否通知

(1) 入札参加資格確認通知

入札参加資格を有することを確認した者には、一般競争入札参加資格確認通知を行う。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認により、建設業者としての資格についての確認を行い、資格の有無を審査するものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は落札決定後に行う。

(2) 総合評価に関する技術提案の採否通知

技術資料の内容を確認した者には、技術提案の採否の審査結果通知を行う。

なお、技術提案の採否等に関して必要な場合は、条件を付けることがある。

15 入札参加資格がないと認められた者及び総合評価に関する技術提案の採否通知を受けた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者及び総合評価に係る技術提案の採否通知を受けた者は、本府に対して、その理由について、次に従い、書面により説明を求められることができる。

ア 提出期間

平成29年12月28日（木）午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 提出場所

3の（2）の担当部局に同じ

ウ 提出方法

任意の様式による書面を提出場所に持参すること。

(2) 説明を求められた場合は、平成30年1月10日（水）までに、説明を求めた者に対して書面により回答する。

16 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 入札期間

平成30年1月15日（月）午前9時から午後6時まで及び平成30年1月16日（火）午前9時から午後2時まで

イ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

平成30年1月16日（火）午後2時

(イ) 提出先

〒617-0836 長岡京市勝竜寺樋ノ口1
京都府流域下水道事務所

ウ 予定価格の通知・公表

- (ア) 入札者への通知
平成30年1月16日（火）
- (イ) 予定価格の公表
平成30年1月17日（水）

エ 予定価格に関する質問の受付・回答

- (ア) 受付
予定価格の通知をしたときから平成30年1月18日（木）正午まで
- (イ) 回答
平成30年1月22日（月）まで

オ 予定価格に関する質問がないとき

- (ア) 開札日時
平成30年1月19日（金）午前10時
- (イ) 再度入札を行う場合の入札期間
平成30年1月22日（月）午前9時から午後2時まで
- (ウ) 再度入札の開札日時
平成30年1月22日（月）午後2時30分

カ 予定価格に関する質問があるとき

- (ア) 開札日時
平成30年1月23日（火）午前10時
- (イ) 再度入札を行う場合の入札期間
平成30年1月24日（水）午前9時から午後2時まで
- (ウ) 再度入札の開札日時
平成30年1月24日（水）午後2時30分

(2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1) のアの期間内に電子入札システムにより入札書及び工事費内訳書を提出すること。

なお、工事費内訳書の容量が総量で2メガバイトを超える場合は、(1) のイの(イ)の提出先に持参（(1) のアの期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）又は郵送（(1) のイの(ア)の受領期限までに必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出するとともに、入札書に工事費内訳書を別送する旨の表示、別送する書類の目録、別送する書類のページ数及び発送年月日（郵送の場合に限る。）を記載したファイルを添付すること。

イ 紙入札者は、入札書及び工事費内訳書を(1) のイの(イ)の提出先に持参（(1) のアの期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）又は郵送（(1) のイの(ア)の受領期限までに必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。ただし(10)に規定する再度入札を行う場合は、工事費内訳書の持参又は郵送を要しない。

- (ア) 郵便の種類は、書留郵便とする。
- (イ) 入札書は、二重封筒とし、表封筒に開札日、工事名、入札書及び再度入札書が在中している旨を朱書きし、京都府流域下水道事務所あての親展とする。
- (ウ) 表封筒の中には、「入札書」と朱書きした中封筒、「工事費内訳書」と朱書きした中封筒を入れる。
- (エ) 「入札書」と朱書きした中封筒には、入札書及び資格確認通知書の写しを入れ、封印等の処理をする。
- (オ) 「工事費内訳書」と朱書きした中封筒には、工事費内訳書を入れ、入札書と同様に封印等の処理をする。
- (カ) 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封すること。
- (キ) (10)に記載した再度入札を行う場合には、再度入札に対する入札書を入れた封

筒（封印し、封筒に「再度入札書在中」と記載したもの）を第1回の入札書を入れた封筒に同封して郵送している者のみが、再度入札に参加できるものとする。

(ク) 提出された入札書の書き換え、引き換え及び撤回はできない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記入する金額は千円止めとし、その表示方法は「××, 000円」とする。誤って円まで記入した入札書は有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

(4) 工事費内訳書

ア 入札書の提出に併せ、工事費内訳書を提出すること。

イ 入札書に記載する金額は、工事費内訳書の工事価格（消費税相当額を除く合計金額）に一致させること。

ウ 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は設計図書に参考資料として添付されている金抜設計書の項目に一致させること。

なお、消費税相当額を除く合計金額（工事価格）は、入札書に記載する金額に一致させること。

また、工事費内訳書の表紙には、工事名、工事番号及び商号（名称）のみを記載すること。

エ 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

オ (10) に規定する再度入札を行う場合は、工事費内訳書の提出を要しない。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 5に掲げる資格のない者の行った入札

イ 確認申請書又は資格確認資料を提出しなかった者の行った入札

ウ 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札

エ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のICカードを使用しての入札を含む。）をした者の行った入札

オ 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者の行った入札

カ 代表者が変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者のICカードを使用して入札に参加した者の行った入札

キ その他不正の目的を持ってICカードを使用した者の行った入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者、指名停止期間中である構成員を含む共同企業体等、開札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

コ 金額を訂正した又は金額を特定することができない入札書で入札した者の行った入札

サ 氏名、印鑑（電子署名を含む。）又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札した者の行った入札

シ 開札の日時において有効な工事費内訳書を提出していない者の行った入札（再度入札の場合を除く。）

ス 他人の氏名又は他の商号が記載された内訳書を提示し、又は提出した者の行った入札

セ 入札金額と異なる内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）

- を提示し、又は提出した者の行った入札
- ソ 低入札価格調査に協力しない者の行った入札
- タ 開札日において有効な対象経審の結果通知のない者の行った入札
- チ 技術者の専任を入札に参加する者に必要な資格としている工事において、入札を辞退すべき入札に入札書を提出した者の行った入札

(6) 入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、入札書の提出期限まで（ただし、入札書を提出する場合は、紙入札者にあつては入札書を持参する場合は持参するまで、郵送する場合は入札書が（１）のイの（イ）の提出先に到達するまで、電子入札者にあつては入札書を提出するまで）は、入札を辞退することができる。この場合、紙入札者にあつては、入札辞退届を提出しなければならない。

なお、発注者が必要があると認めて指示をした場合は、電子入札者及び紙入札者は具体的理由を記載した入札辞退届を提出しなければならない。

このとき、正当な理由なく入札を辞退した場合は、府の指名停止措置を行うことがある。

(7) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) 予定価格の公表

入札締切日の翌日に、入札情報公開システムにより予定価格を公表する。また、入札者には、入札締切日に入札締切通知書により予定価格を通知する。

(10) 再度入札に関する事項

ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う。ただし、エにより、再度入札に参加できる者がいないときは、再度入札を行わない。

イ 再度入札を行う場合は、電子入札システムにより入札参加者（エのいずれかに該当する者は除く。）に次の事項を通知する（紙入札者については、ファクシミリにより通知する。）。

(ア) 再度入札を行う旨

(イ) 再度入札の入札書の提出期間

(ウ) 再度入札の開札日時

ウ 再度入札は1回限りとする。

エ 次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することができない。

(ア) 当初入札において不着又は辞退となった者

(イ) 当初入札において無効又は失格の入札をした者

オ イの通知を確認しなかったことにより入札参加者が被った損失については、本府は一切の責めを負わない。

17 入札保証金

免除する。

18 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第13条第5項の規定による誓約書を発注者が指定する日までに提出しないため契約しない場合、調査基準価格未滿で契約する工事にあつて補助技術者を配置しない場合、配置予定技術者調書に記載された技術者を配置しない場合又は技術者が資格要件若しくは専任要件を満たさないことが判明した場合も同様とする。

19 開札

開札は16の（１）のオ及びカの日時にイの（イ）の場所において、入札事務に係りのな

い職員を立ち合わせて行う。

20 落札者の決定方法

- (1) 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、この入札は低入札価格調査制度を適用するため、調査基準価格未満の入札がある場合は、低入札価格調査の結果、以下のア及びイを満足する者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。
 - ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内の価格であること。
 - イ 契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められないこと。
- (2) 評価値が最も高いものが2人以上あるときは、電子入札システムにおけるくじ機能を用いたくじにより落札者を決定するものとする。
- (3) 低入札価格調査に伴い開札後落札決定を保留する場合において、保留期間中に府の指名停止措置を受けた構成員を含む共同企業体の行った入札は無効とする。

21 低入札価格調査

- (1) 「低入札価格調査制度に係る取扱要領」（以下「低入要領」という。）に基づき、調査基準価格を下回る価格の応札があった場合、落札者の決定を保留し、その価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか調査するので、調査対象となった旨の連絡を3の(2)の担当部局から受けた者は、調査に協力すること。

また、調査基準価格未満の入札を行った者の内、極端な低価格での入札を行った者に対して、低入要領に基づき特に重点的な調査を実施するものとする。
- (2) 調査基準価格を下回る価格で入札を行った者は、「建設交通部低入札価格調査マニュアル」（以下「低入マニュアル」という。）に規定する書類を、開札日の翌日から起算して5日後（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午後5時までに3の(2)の担当部局に提出すること。
- (3) 必要書類を提出済みの入札者の内、最も評価値が高い入札者について、低入マニュアルに基づくヒアリング等の詳細調査を行う。

なお、事情聴取において契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かを判断するために追加資料が必要と判断した場合、別途追加資料を求め、再度事情聴取を行うことがある。
- (4) 調査の結果、適正な履行がなされないおそれがあると判断されれば、この入札者の入札を失格とした上で、保留を継続し、必要書類を提出済みの入札者の中から次順位者について、(3)と同様の手続きを繰り返す。ただし、次順位者が調査基準価格未満でない場合は、調査を行わず、その者を落札者とする。
- (5) 適正な履行がなされないおそれがないと判断されれば、落札決定を行う。なお、保留中の無効、失格にかかわらず、落札決定まですべての入札者の配置予定技術者は他の専任を要する工事の配置予定技術者にはなれない。
- (6) 資料及び追加資料の提出時に各様式又は各様式の添付資料が不足又は不備である場合、提出を受け付けない。

なお、以下の場合は、「期限までに求められた資料が提出できない」旨の申出書を提出すること。

 - ア 指定した期限までに不備及び不足のない資料を提出できない場合
 - イ 指定した期限までに不備及び不足のない追加資料を提出できない場合
 - ウ 資料を提出した後、資料に不備又は不足があるため資料を返却された場合
- (7) 調査に必要な資料を提出しない等調査に協力しない者とみなした場合、府の指名停止措置を行うことがある。
- (8) 低価格契約のしわ寄せが下請企業に及んでいないことを確認するため、検査やその他の時に支払等を確認する資料の提出又は提示を求めるので協力すること。この中で建設業法に抵触する行為が確認された場合は、法に基づく処分又は府の指名停止措置

を行うことがある。

22 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

23 契約手続

- (1) 落札者の決定後、7日以内に、入札情報公開システムの入札公告・入札情報に添付されている工事請負契約書に基づく仮契約書を作成すること。
なお、低入札価格調査制度を適用する工事であって、調査基準価格未満で落札した者との契約については、契約書第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、同条第5項及び第6項もこれに準じて割合を変更する。
- (2) この公告に係る契約の締結については、仮契約締結後、京都府議会の議決を要するものである。
- (3) 落札決定後、仮契約を締結するまでに落札者（共同企業体が落札者である場合は、当該共同企業体及び各構成員）が指名停止措置等に該当する行為を行ったときは、当該落札者決定を取り消すことがある。
- (4) 仮契約の当事者が仮契約締結後、京都府議会の議決を得る日までに指名停止措置等に該当する行為を行ったときは、当該仮契約を解除することがある。

24 支払条件

- (1) 前払金
 - ア 各年度の出来高予定額の10分の4以内の金額を前払いする。ただし、調査基準価格未満で契約する工事（以下「低入札工事」という。）においては、各年度の出来高予定額の2割以内の金額を前払いする。
 - イ 各会計年度前金払を行う。
- (2) 中間前払金
「京都府公共工事中間前金払制度事務取扱要領」に従い、各年度の出来高予定額の2割以内の金額を中間前払金として支払う。
- (3) 部分払
各年度の出来高予定額が100万円以上1,000万円未満の場合は1回、1,000万円以上3,000万円未満の場合は2回、3,000万円以上の場合は3回を限度として部分払いする。
- (4) 中間前金払と部分払の選択
「京都府公共工事中間前金払制度事務取扱要領」に定めるところによる。

25 随意契約により締結する予定の有無

無

26 その他

- (1) 入札参加者は、本入札説明書、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (2) 電子入札者にあつては、府のホームページに掲載されている「京都府公共工事電子入札運用基準」を遵守すること。
- (3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあつたときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。
- (4) 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした場合は、府の指名停止措置を行うことがある。

- (5) 無効の入札を行った者を落札者とした場合には、落札決定を取り消すことがある。
- (6) 再度入札において、入札締切通知書により通知する予定価格以下で入札することができない場合は、入札を辞退すること。ただし、郵送により再度入札書を提出した者を除く。(当初入札における提案内容を実施することができない場合についても、入札を辞退すること。)
- なお、再度入札に参加した者が、予定価格を上回る価格で入札した場合、失格とする。
- (7) 落札者は、6の(2)のイの配置予定技術者調書に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- また、技術者の配置については、専任配置を徹底するとともに、府のホームページに掲載されている「建設工事と技術者の配置について」を遵守すること。
- なお、契約日から工事開始日までの期間は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。
- (8) 工事請負契約書第10条第1項第1号に規定する現場代理人については、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係のある者から選任し、また、工事現場に常駐しなければならないことから他の工事との兼務はできない。
- なお、これに違反した場合は、契約の解除及び指名停止措置を行うことがある。
- (9) 低入札価格調査を経て調査基準価格未滿で契約する工事においては、以下の措置を行う。
- ア 工事現場の安全管理や下請業者の技術指導充実のため、監理技術者又は主任技術者に加え、補助技術者として同等の資格を有する者を各構成員から1名ずつ専任配置すること。
- なお、補助技術者は、5の(3)のウに示す技術者としての経験を求めない。
- また、補助技術者は、現場代理人と兼任することはできない。
- イ 各年度の出来高予定額の10分の4以内としている前払金割合を、各年度の出来高予定額の10分の2以内とすること。
- (10) 特定建設工事共同企業体の名称は、「〇〇・△△・□□特定建設工事共同企業体」とすること。
- (11) 落札者は、仮契約締結までに特定建設工事共同企業体委任状の正本を提出すること。
- (12) 事業協同組合は、本一般競争入札の特定建設工事共同企業体の構成員として入札参加確認申請をすることはできないが、それぞれの構成員及び組合員については、単体として要件を満たす場合には、構成員として申請することができる。
- (13) 本入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (14) 発注担当職員に対する非公開情報の不正な聞き出し等については、公表し当事者に指名停止措置を行う。
- (15) 落札者は、「京都府が発注する建設工事に係る元請下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針」(以下「元下指針」という。)を遵守すること。
- なお、正当な理由なく発注者の指示に従わない場合は、契約の解除、指名停止等の措置を行う。
- (16) 落札者は、原則府内企業を下請負先として選定すること。なお、府内企業の下請比率に応じた工事成績評価を実施する。
- また、府外企業へ下請負を行う場合は、元下指針に基づく「下請工事契約時チェックリスト」にその理由を記入すること。
- (17) 下請負は、原則建築一式工事では3次以内、建築一式工事を除く建設工事では2次以内とするものとする。なお、下請次数がこれを超える場合は、重層下請理由書及び定められた次数を超える重層下請に係る全ての賃金台帳等の写しを提出すること。
- (18) 落札者は契約までに、京都府議会の議決を得た日の翌日から工事開始期限日(平成30年5月8日)までの期間内で工事開始日を選択し、工事開始日通知書により通知すること。
- (19) 入札に参加する共同企業体で、6の(2)のキの(ア)から(オ)までのいずれかに該

- 当する者（以下「親子会社等」という。）がそれぞれ別の共同企業体他を結成している場合、それらの共同企業体は、同時にこの入札に参加することができない。ただし、親子会社等の全てが、それぞれ共同企業体の代表者以外のその他の構成員である場合又は親子会社等同士が同一の共同企業体を結成している場合は、この限りではない。
- (20) この入札において、(19) に該当するこの入札に参加することのできない親子会社等の関係を有する二者以上の者が確認された場合、該当する全ての者の入札を無効とする。ただし、そのうちの一人が入札するまでに、そのものを除く全ての者が入札を辞退した場合は、この限りではない。
- (21) 京都府暴力団排除条例第13条第5項の規定により「誓約書」を提出すること。
なお、誓約書を提出しない場合、低入札工事にあつて補助技術者を配置しない場合、配置予定技術者調書に記載された技術者を配置しない場合又は技術者が資格要件若しくは専任要件を満たさないことが判明した場合は、契約しない。
- (22) 本入札では、積算内容等を変更する必要がある場合、入札期間中に積算内容等を変更し、入札を継続する場合がある。
- (23) 開札の前後にかかわらず、入札参加者が一者のみの場合は、入札を中止することがある。
- (24) 入札期間中に行うべき質疑及び照会以外の質疑等は一切受け付けない。